

徳島県民文化祭協賛事業等募集要項

1 趣旨

徳島県民文化祭開催委員会（以下「開催委員会」という。）は、市町村または各文化団体・個人等が実施する文化的事業を次に掲げる徳島県民文化祭（以下「県民文化祭」という。）の各事業として承認することにより、県民文化祭の開催機運の醸成を図るとともに、多くの県民が県民文化祭に参加し、もって「文化の力でまちづくり」を推進する。

2 事業区分

徳島県民文化祭開催要綱に定める事業で、次の事業とする。

（１）協賛事業

県民文化祭開催期間内に県民文化祭に賛同し、その趣旨に沿って開催される文化的事業とする。

（２）特別協賛事業

その他、県民文化祭の趣旨に賛同し、開催される文化的事業とする。

3 対象

徳島県内に在住し、県民文化祭の趣旨に賛同し、文化的事業を開催する団体または個人

4 要件

次のいずれにも該当するものとする。

（１）主たる会場が徳島県内にあること。

（２）「あわ文化」の創造・継承・発展に資するものであること。

（３）広く一般の者に公開されるものであること。

（４）特定の思想、政治または宗教的内容でないこと。

（５）公序良俗に反しないこと。

5 申請・申込及び承認

（１）「２事業区分」に掲げる各事業への参加を希望する場合は、当該事業が実施される期日の１カ月前までに、「徳島県民文化祭協賛事業等申込書」（別紙様式第１号）に関係書類を添付し、開催委員会に提出するものとする。

（２）開催委員会は、事業内容が「３対象」及び「４要件」に該当するかどうかを確認し、申込者に対し、承認の可否を書面により行うものとする。

なお、開催委員会における経費の負担は、一切ないものとする。

- (3) 当該事業の実施に際し、「2 事業区分」に掲げる事業の承認を受けた者は、「第〇回徳島県民文化祭協賛事業」または「第〇回徳島県民文化祭特別協賛事業」と明示すること。
- (4) 各事業の承認を受けた者は、当該事業に係るチラシ、ポスター、その他印刷物を事業実施までに開催委員会に提出するものとする。
- (5) 承認後にあっても、「3 対象」及び「4 要件」に該当しないことが明らかになった場合、その他不適切な行為等があった場合には、承認を取り消すことがある。

6 報告

当該事業の承認を受けた者は、事業終了後30日以内に、「事業実施報告書」（別紙様式第2号）に関係書類を添付し、開催委員会に提出するものとする。

7 変更等の届出等

承認を受けた事業の内容を変更する場合、または中止する場合は、速やかにその旨を開催委員会に届け出なければならない。

附則

- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- この要項は、平成26年5月12日から施行する。
- この要項は、平成28年5月10日から施行する。
- この要項は、平成29年6月8日から施行する。
- この要項は、令和2年8月7日から施行する。
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- この要項は、令和6年3月12日から施行する。
- この要項は、令和7年2月13日から施行する。